

東京労働局ロゴマーク使用規程

令和7年3月27日
東京労働局
雇用環境・均等部

(趣旨)

第1条 この規程は、東京労働局ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 東京労働局及び東京労働局の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 東京労働局から依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- 二 東京労働局の委嘱を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、東京労働局の委嘱を受けていることを、ロゴマークを用いて表示する場合
- 三 東京労働局が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において制作する資料や物品に、東京労働局が共催等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
- 四 東京労働局が公表した資料の転載等を行う際に、東京労働局ロゴマークが含まれている場合
- 五 東京労働局ロゴマークを使用して東京労働局ホームページにリンクさせる場合
- 六 前二号に該当する場合のほか、東京労働局の広報活動に資する場合であって、東京労働局雇用環境・均等部長（以下「雇用環境・均等部長」という。）がその使用を認めた場合

(使用の中止等)

第3条 ロゴマークの使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、雇用環境・均等部長はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第4条 東京労働局及び東京労働局職員以外の第三者が、第2条第6号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土日・祝日を除く。)までに東京労働局ロゴマーク使用申請書(別紙様式1)を雇用環境・均等部長に提出しなければならない。

2 雇用環境・均等部長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、東京労働局ロゴマーク使用許可書(別紙様式2)を交付する。

3 雇用環境・均等部長は前項の東京労働局ロゴマーク使用許可書を交付する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

(許可の内容の変更)

第5条 前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、東京労働局ロゴマーク使用変更申請書(別紙様式3)を雇用環境・均等部長に提出しなければならない。

2 雇用環境・均等部長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には東京労働局ロゴマーク使用変更許可書(別紙様式4)を交付する。

(使用物品等の提出)

第6条 第4条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりロゴマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

(使用許可の取消し)

第7条 雇用環境・均等部長は、第4条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は第5条第2項の規定によりロゴマークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他雇用環境・均等部長が必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、東京労働局に帰属する。

(規程の改定)

第10条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第11条 この規程は、令和7年3月27日から施行する。

(様式1)

東京労働局ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

東京労働局雇用環境・均等部長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

東京労働局ロゴマークを下記により使用したいので申請します。

記

1. 使用の目的

2. 使用方法(媒体を使用する場合はその媒体名等を含む)

3. 使用期間

4. 連絡先(氏名、役職、連絡先)

(注)ロゴマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料(見本、会社概要等)を添付して下さい。

(様式 2)

東 労 雇 均 発 第 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

東京労働局ロゴマーク使用許可書

殿

東京労働局雇用環境・均等部長

令和 年 月 日付けで申請のあった東京労働局ロゴマーク使用については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他東京労働局が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求められることがあること。

(様式 3)

東京労働局ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

東京労働局雇用環境・均等部長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

東京労働局ロゴマークの使用に当たり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 . 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 . 連絡先(氏名、役職、連絡先)

(注) ロゴマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料 (見本、会社概要等) を添付して下さい。

(様式4)

東 労 雇 均 発 第 号
令 和 〇 年 〇 月 〇 日

東京労働局ロゴマーク使用変更許可書

殿

東京労働局雇用環境・均等部長

令和 年 月 日付けで申請のあった東京労働局ロゴマーク使用変更については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他東京労働局が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求められることがあること。